○総務省告示第五百六十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第五項の規定により、総務大臣が別に告示する方法を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日　　総務大臣　原口　一博

無線通信規則付録第十六号に掲げる書類に代えることができるものの内容を、その有効期間を付して総務省電波利用ホームページ（http://www.tele.soumu.go.jp/）に掲載する方法

○総務省告示第五百六十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十一年十二月二十二日　　総務大臣　原口　一博

第2の第2表中

「

161.475—162.05 J56A	海上移動	電気通信業務用（国際ＶＨＦ用） 公共業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用） 一般業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用）	電気通信業務用（国際ＶＨＦ用）、公共業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用）及び一般業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用）への割当ては、別表３－３による。

」を

「

161.475—162.05 J56A	海上移動	電気通信業務用（国際ＶＨＦ用） 公共業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用） 一般業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）	電気通信業務用（国際ＶＨＦ用）、公共業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）及び一般業務用（国際ＶＨＦ用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）への割当ては、別表３－３による。

」に

改める。

別表３―３の表中

「

60	㎜，(o)	156.025	160.625			○	○
01	㎜，(o)	156.050	160.650			○	○

」を

「

60	㎜，(o)	156.025	160.625		○	○	○
01	㎜，(o)	156.050	160.650		○	○	○

」に

「

66	㎜，(o)	156.325	160.925			○	○
07	㎜，(o)	156.350	160.950			○	○

」を

「

66	㎜，(o)	156.325	160.925		○	○	○
07	㎜，(o)	156.350	160.950		○	○	○

」に

「

78	㎜	156.925	161.525			○	○
19	㎜	156.950	161.550			○	○
79	㎜	156.975	161.575			○	○
20	㎜	157.000	161.600			○	○
80	㎜	157.025	161.625			○	○
21	㎜	157.050	161.650			○	○
81	㎜	157.075	161.675			○	○

」を

「

78	㎜	156.925	161.525		○	○	○
19	㎜	156.950	161.550		○	○	○
79	㎜	156.975	161.575		○	○	○
20	㎜	157.000	161.600		○	○	○
80	㎜	157.025	161.625		○	○	○
21	㎜	157.050	161.650		○	○	○
81	㎜	157.075	161.675		○	○	○

」に

改める。

別表３―３の１般的な注(e)を次のように改める。

(e)　25kHzチャネルに混信を生じさせないことを基本とし、ＩＴＵ―Ｒ勧告M. 1084の最新版に従って、以下の条件の下で、12. 5kHzチャネルインターリーブを適用することができる。

1)　この表の遭難及び安全の周波数の25kHzチャネル、特に第06、第13、第15、第16、第17及び第70チャネルへの影響及びＩＴＵ―Ｒ勧告M. 489―２で定める技術的特性への影響がないこと。

2)　12. 5kHzチャネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

別表３―３の個別的な注(f)を次のように改める。

(f)　これらのチャネルは、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。

別表３―３の個別的な注(l)及び㎜を次のように改める。

(l)　これらのチャネルは、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置（ＡＩＳ）に使用される。このような使用は、ＩＴＵ―Ｒ勧告M. 1371の最新版に従う。

㎜　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャネルとして運用することができる。

別表３―３の個別的な注(o)から(q)までを次のように改める。

(o)　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、新技術のための周波数帯として使用することができる。新技術のためにこれらのチャネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第５条に従って運用している他の無線局に有害な混信を生じさせ又は当該無線局からの保護を要求してはならない。このような新技術のシステムを設計する場合には、161. 975MHz又は162. 025MHzでのＡＩＳ信号の探知に干渉を与える可能性を排除しなければならない。

(p)　これらのチャネルは、船舶からのＡＩＳの送信を受信するための移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

(q)　これらのチャネルを使用するときには、第70チャネルに有害な混信を与えることを避けるためのすべての予防策をとるものとする。